

## 大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録要綱

### 第1条 趣旨

この要綱は、大分県人権尊重施策基本方針に基づき、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現を目指す「大分県パートナーシップ宣誓制度」のさらなる推進に向け、性的少数者の理解促進及び困りごとの解消のため実施する「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録」に関し必要な事項を定める。

### 第2条 登録の対象

この要綱において、「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等」とは、次の各項のいずれにも該当する事業所又は団体等（以下、企業等という。）とする。

- 2 県内に事業所若しくは活動拠点を有するもの。
- 3 大分県パートナーシップ宣誓制度及びこの制度に類する他自治体の制度（以下、パートナーシップ宣誓制度等という。）に関して理解があり、パートナーシップ宣誓制度等に関連した性的少数者に対する取り組みを行っていること。
- 4 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録することができない。
  - (1) 過去3年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業等
  - (2) 過去3年間に、虚偽の申告その他不正な手段により第3条の登録を受けようとした企業等
  - (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められた企業等

### 第3条 登録の方法

登録手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企業等は、大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録申請書（様式第1号）により登録の申込みを行うものとする。
- (2) 県は、前号の申込みのあった企業等について、審査を行い、登録の可否を決定し、その結果を当該企業等に通知する。
- (3) 県は、登録の決定を受けた企業等について、「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録証（様式第2号）」を交付するとともに、県のホームページ等で公表するものとする。

### 第4条 登録情報変更等の届出

前項に基づく登録企業等は、第3条第1項第1号で申込みを行った取り組み内容に変更があったとき、又は、企業等の名称、所在地の変更及び廃業・合併等による消滅もしくは解散等の事由が生じたときは、速やかに「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録変更等届出書」（様式第3号）を県に提出するものとする。

## **第5条 登録の取消し**

県は、申し込みの内容に虚偽の記載があるなど、「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等」としてふさわしくないと判断した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

## **第6条 その他の事項**

この要綱に定めるもののほか、大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## **附 則**

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。